

## 正 誤 表

「消費税の課否判定トレーニングガイド」（第1版第1刷・平成26年6月発行）に下記の誤りがありましたので、お詫びの上、以下のとおり訂正させていただきます。

税研情報センター

ページ	誤	正
19 頁 下から 2 行目	・・・施設の貸付けに該当するため、その利用期間が1月以上となる場合であっても、非課税とはならない点に注意が必要です。	・・・施設の貸付けに該当する <b><u>ものもあり、その場合には、</u></b> その利用期間が1月以上となる場合であっても、非課税とはならない点に注意が必要です。
32 頁 25.の <b>A</b> 下から 2 行目	・・・駐車場使用料等を収受しているものは非課税取引とされます（基通 6-13-3）。	・・・駐車場使用料等を <b><u>収受して</u></b> いないものは非課税取引とされます（基通 6-13-3）。
33 頁 28.の <b>Q</b>	ウィークリーマンションを6週間利用したことによる賃借料	<b><u>旅館業として運営する</u></b> ウィークリーマンションを6週間利用したことによる賃借料
同 <b>A</b> 上から 4 行目	・・・旅館業に係る施設の貸付けに該当しますので、その利用期間が1ヵ月以上となる場合であっても、非課税とはなりません。	・・・旅館業に係る施設の貸付けに <b><u>該当するものとそれ以外</u></b> のものがあります。前者であれば、その利用期間が1ヵ月以上となる場合であっても、非課税とはなりません。

（アンダーラインが訂正箇所）

(H26.6.18)